

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和元年11月21日・東京都条例第61号

1 概要

(1) 改正理由

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年環境省令第30号）の改正に伴い、東京都における公共用水域に排出するカドミウム及びその化合物を含む汚水の排水基準に係る暫定基準を改める必要がある。

(2) 改正内容

附則第2項に定める排水基準に係る暫定基準について、金属鉱業に係る適用期限を延長し、「令和3年11月30日」とする。

2 施行日

令和元年12月1日

3 問合せ先

環境局自然環境部水環境課河川規制担当

直通 03-5388-3494

内線 42-653